

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 西奈美組
新潟県胎内市西条196番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 5 年 11 月 29 日 ～ 令和 6 年 4 月 28 日 (5 ヶ月)

全区域(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域)

3 指名停止理由

株式会社西奈美組の代表取締役が、新潟県新発田地域振興局が発注した「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関し、令和5年10月11日に公契約関係競売等妨害の容疑で逮捕された。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件
別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 全区域を対象として 3ヵ月以上12ヵ月以内